

# 若戸病院 施設基準

当院は厚生大臣の定める施設基準について以下の届出を行っています。

## <病棟基準>

病棟	病床	内容	看護人員基準	
1 病棟	48	認知症治療病棟入院料 1	看護師、准看護師 20 : 1 (看護師比率 20%以上) 看護補助 25 : 1	
			<b>【朝 8:45 から夕方 16:45】</b>	<b>準夜・深夜【夕方 16:45 から朝 8:45】</b>
			看護職員1名当たりの受持数は8名以内です。 介護職員1名当たりの受持数は10名以内です。	看護職員1名当たりの受持数は24名以内です。 介護職員1名当たりの受持数は48名以内です。
2 病棟	48	精神療養病棟 1	看護師、准看護師 15 : 1 (それぞれ 30 : 1) 看護職員 50%以上で看護師比率 20%以上	
			<b>【朝 8:45 から夕方 16:45】</b>	<b>準夜・深夜【夕方 16:45 から朝 8:45】</b>
			看護スタッフ1名当たりの受持数は10名以内です。 介護スタッフ1名当たりの受持数は10名以内です。	看護スタッフ1名当たりの受持数は48名以内です。 介護スタッフ1名当たりの受持数は48名以内です。
3 病棟	48	精神療養病棟 1 (女性病棟)	看護師、准看護師 15 : 1 (それぞれ 30 : 1) 看護職員 50%以上で看護師比率 20%以上	
			<b>【朝 8:45 から夕方 16:45】</b>	<b>準夜・深夜【夕方 16:45 から朝 8:45】</b>
			看護スタッフ1名当たりの受持数は10名以内です。 介護スタッフ1名当たりの受持数は10名以内です。	看護スタッフ1名当たりの受持数は48名以内です。 介護スタッフ1名当たりの受持数は48名以内です。
4 病棟	34	精神入院基本料 3 (精神一般)	看護師、准看護師 15 : 1 (看護師比率 70%以上) 看護補助 30 : 1	
			<b>【朝 8:45 から夕方 16:45】</b>	<b>準夜・深夜【夕方 16:45 から朝 8:45】</b>
			看護スタッフ1名当たりの受持数は7名以内です。 介護スタッフ1名当たりの受持数は9名以内です。	看護スタッフ1名当たりの受持数は17名以内です。
5 病棟	50	認知症治療病棟入院料 1	看護師、准看護師 20 : 1 (看護師比率 20%以上) 看護補助 25 : 1	
			<b>【朝 8:45 から夕方 16:45】</b>	<b>準夜・深夜【夕方 16:45 から朝 8:45】</b>
			看護職員1名当たりの受持数は9名以内です。 介護職員1名当たりの受持数は10名以内です。	看護職員1名当たりの受持数は25名以内です。 介護職員1名当たりの受持数は50名以内です。

## <外来基準>

精神科デイケア(大規模) (定員 50名/1日) 送迎可

精神科ショート・ケア(大規模) (定員 50名/1日) 送迎可

重度認知症デイケア (定員 25名/1日) 送迎可

## <九州厚生局への届出事項>

○患者様が入院するに当たって「入院診療計画書」を医師、看護師、作業療法士、管理栄養士、精神保健福祉士により共同で作成し交付いたします。

○院内では、「院内感染防止対策」「褥瘡対策」を実施し、「医療安全管理体制」が整備され、医師、管理栄養士による「栄養管理計画」を実施しております。

○「入院時食事療養」管理栄養士によって管理された食事を適時適温（夕食午後6時以降）で提供いたします。

○当院では「身体拘束最小化対策」に取り組む委員会を毎月開催しています。

○当院では入院患者様の「意思決定支援」の一環として本人様、ご家族様と面談し作成しています。

○当院では診療報酬の算定方法に基づき、以下に掲げる 入院料加算等を算定しております。

- ・精神科作業療法 【作業療法士によって社会生活機能回復訓練を行います。】
- ・医療保護入院等診療料 【指定医による診療計画の策定】
- ・療養環境加算 【4病棟34床に於いて算定】
- ・看護配置加算・看護補助加算 【4病棟34床に於いて算定】
- ・精神科地域移行実施加算 【長期入院（5年以上）の患者様に対して在宅等へ退院推進を行っています】
- ・薬剤管理指導料 【薬剤師による服薬指導】
- ・精神科救急搬送患者地域連携加算 【精神科救急を担う医療機関の入院日から60日以内に当院に入院となった場合算定】
- ・精神科身体合併症管理加算 【身体疾患（呼吸器系疾患、心疾患等）を併せもつ精神一般病棟・認知症治療病棟にて算定】
- ・後発医薬品使用体制加算2 【後発医薬品の採用品目数の割合が85%以上】
- ・認知症夜間対応加算 【認知症治療病棟（1病棟・5病棟）夜間の看護要員3名配置】
- ・重症者加算1・2 【GAF尺度による判定が30以下は重症者加算1 40以下は重症者加算2】
- ・CT撮影及びMRI撮影 【16列以上64列未満のマルチスライスCTにて撮影】
- ・重度認知症加算 【認知症疾患で精神一般病棟へ入院となった場合に1カ月以内算定】
- ・ベースアップ評価料（外来在宅・入院）【院内に説明ポスター掲示しています。】